

協議第30号

議会議員の定数及び在任等の取扱いについて

議会議員の定数及び在任等の取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める。

- 1 合併後の市の議会議員の条例定数は、28人とする。
- 2 合併後の市の議会議員の報酬は、合併時において小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例に定める水準とする。
- 3 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項に規定する定数特例を、合併時に限り適用する。

平成29年5月30日提出

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する
任意協議会 会長 加藤 憲一

【調整理由】

- ・議会議員の条例定数は、県内の同規模自治体の各市議会の状況を参考とした。
- ・議会議員の報酬は、任意協議会において、すでに協議済みである常勤特別職の報酬に係る調整結果が、概ね現在の小田原市の水準を適用するとしていることを参考とした。
- ・合併に伴い、市域が拡大し人口が増加することを踏まえ、合併後の市の議会には、住民の一体感が醸成されるまでの一定期間においては、特に編入される現在の南足柄市域の地域課題や住民の声を十分に把握し、これを適切に行政に反映させることが可能な体制を確保することが必要である。その上で、合併後の市において期待される議会の役割等を総合的に勘案しつつも、合併に際して行財政改革に取り組むことの必要性に鑑み、定数及び在任の特例の適用は必要最小限の範囲に止めるべきであるとした。